

議案第二百一十一号

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年九月露四日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する内国旅行の旅費の額は、別表、外国旅行の旅費の額は、国家公務員の例により、その支給については、職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第 号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。